

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="215 256 985 280">東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会設置要綱</p> <p data-bbox="763 333 1019 357">制定 平成 29 年 6 月 9 日</p> <p data-bbox="107 410 210 434">(設置目的)</p> <p data-bbox="94 446 1081 582">第 1 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における交通と輸送について、交通工学、物流等の専門的見地から検討を行うことを目的とし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会（以下「交通輸送技術検討会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="107 635 210 659">(検討事項)</p> <p data-bbox="94 671 703 695">第 2 条 交通輸送技術検討会は、次の事項について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="138 708 1055 772">一 交通マネジメント（交通需要マネジメント、交通システムマネジメント、公共交通輸送マネジメント）に係わる事項</li> <li data-bbox="138 785 651 809">二 輸送サービスレベル（所要時間等）に係わる事項</li> <li data-bbox="138 821 353 845">三 その他必要な事項</li> </ul> <p data-bbox="107 898 210 922">(設置期間)</p> <p data-bbox="94 935 1066 999">第 3 条 交通輸送技術検討会の設置期間は、原則として設置の日より東京 2020 大会終了の日までとする。</p> <p data-bbox="107 1051 165 1075">(構成)</p> <p data-bbox="94 1088 743 1112">第 4 条 交通輸送技術検討会は、座長、副座長及び委員で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="94 1125 978 1149">2 委員は、学識経験者及び関係機関の職員より充てることとし、別表 1 に掲げる者とする。</li> <li data-bbox="94 1161 936 1185">3 座長は、副座長及び委員以外の者を交通輸送技術検討会に出席させることができる。</li> <li data-bbox="94 1198 871 1222">4 座長は、交通輸送技術検討会にワーキンググループを設置することができる。</li> </ul> <p data-bbox="107 1275 188 1299">(座長等)</p> <p data-bbox="94 1311 530 1335">第 5 条 座長は、委員の互選によって定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="94 1348 680 1372">2 座長は、交通輸送技術検討会を主催し、会務を総理する。</li> <li data-bbox="94 1385 1055 1449">3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代行する。副座長は座長が指名する。</li> </ul>	<p data-bbox="1247 256 2018 280">東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会設置要綱</p> <p data-bbox="1787 333 2042 357">制定 平成 29 年 6 月 9 日</p> <p data-bbox="1144 410 1247 434">(設置目的)</p> <p data-bbox="1131 446 2119 582">第 1 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における交通と輸送について、交通工学、物流等の専門的見地から検討を行うことを目的とし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会（以下「交通輸送技術検討会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1144 635 1247 659">(検討事項)</p> <p data-bbox="1131 671 1740 695">第 2 条 交通輸送技術検討会は、次の事項について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1176 708 2092 772">一 交通マネジメント（交通需要マネジメント、交通システムマネジメント、公共交通輸送マネジメント）に係わる事項</li> <li data-bbox="1176 785 1688 809">二 輸送サービスレベル（所要時間等）に係わる事項</li> <li data-bbox="1176 821 1391 845">三 その他必要な事項</li> </ul> <p data-bbox="1144 898 1247 922">(設置期間)</p> <p data-bbox="1131 935 2103 999">第 3 条 交通輸送技術検討会の設置期間は、原則として設置の日より東京 2020 大会終了の日までとする。</p> <p data-bbox="1144 1051 1202 1075">(構成)</p> <p data-bbox="1131 1088 1780 1112">第 4 条 交通輸送技術検討会は、座長、副座長及び委員で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 1125 2013 1149">2 委員は、学識経験者及び関係機関の職員より充てることとし、別表 1 に掲げる者とする。</li> <li data-bbox="1131 1161 1971 1185">3 座長は、副座長及び委員以外の者を交通輸送技術検討会に出席させることができる。</li> <li data-bbox="1131 1198 1908 1222">4 座長は、交通輸送技術検討会にワーキンググループを設置することができる。</li> </ul> <p data-bbox="1144 1275 1225 1299">(座長等)</p> <p data-bbox="1131 1311 1568 1335">第 5 条 座長は、委員の互選によって定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 1348 1718 1372">2 座長は、交通輸送技術検討会を主催し、会務を総理する。</li> <li data-bbox="1131 1385 2092 1449">3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代行する。副座長は座長が指名する。</li> </ul>

(会議の公開)

第6条 交通輸送技術検討会の議事は、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報が含まれるため、非公開とする。

2 交通輸送技術検討会の資料は、原則公開する。ただし、前項に掲げる未確定情報が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第7条 交通輸送技術検討会の事務局は、東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に置く。

(他会議との連携)

第8条 交通輸送技術検討会は、政府が設置する2020交通輸送円滑化推進会議並びに東京都及び組織委員会が主催する輸送連絡調整会議と連携する。

(謝金の支払)

第9条 東京都及び組織委員会は、学識経験者に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及び交通輸送技術検討会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年2月6日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年4月16日から施行する。

(会議の公開)

第6条 交通輸送技術検討会の議事は、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報が含まれるため、非公開とする。

2 交通輸送技術検討会の資料は、原則公開する。ただし、前項に掲げる未確定情報が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第7条 交通輸送技術検討会の事務局は、東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に置く。

(他会議との連携)

第8条 交通輸送技術検討会は、政府が設置する2020交通輸送円滑化推進会議並びに東京都及び組織委員会が主催する輸送連絡調整会議と連携する。

(謝金の支払)

第9条 東京都及び組織委員会は、学識経験者に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及び交通輸送技術検討会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年2月6日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年4月16日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、令和元年8月26日から施行する。

(別表1)

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会委員

組織名	所属等	氏名(敬称略)	備考
政策研究大学院大学	教授	いえた ひとし 家田 仁	座長
千葉工業大学	工学部 教授	あかはね ひろかず 赤羽 弘和	副座長
芝浦工業大学	工学部 教授	いわくら せいじ 岩倉 成志	
東京大学	生産技術研究所 教授	おおぐち たかし 大口 敬	
流通経済大学	流通情報学部 教授	くま ひろひと 苦瀬 博仁	
埼玉大学	理工学研究科 教授	くぼた ひさし 久保田 高	
東京大学	工学系研究科 教授	はとう せいじ 羽藤 英二	
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
国土交通省	道路局 企画課長		
	道路局 高速道路課長		
	鉄道局 都市鉄道政策課長		
	総合政策局 公共交通政策部 交通計画課長		
	総合政策局 物流政策課長		
	港湾局 計画課長		
	関東地方整備局 道路部長		
警察庁	長官官房 審議官(東京オリンピック・パラリンピック担当)		
	交通局 交通企画課 高速道路管理室長		
	交通局 調査官		
警視庁	交通部 交通総務課長		
	交通部 交通規制課長		

(別表1)

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会委員

組織名	所属等	氏名(敬称略)	備考
政策研究大学院大学	教授	いえた ひとし 家田 仁	座長
千葉工業大学	工学部 教授	あかはね ひろかず 赤羽 弘和	副座長
芝浦工業大学	工学部 教授	いわくら せいじ 岩倉 成志	
東京大学	生産技術研究所 教授	おおぐち たかし 大口 敬	
流通経済大学	流通情報学部 教授	くま ひろひと 苦瀬 博仁	
埼玉大学	理工学研究科 教授	くぼた ひさし 久保田 高	
東京大学	工学系研究科 教授	はとう せいじ 羽藤 英二	
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
国土交通省	道路局 企画課長		
	道路局 高速道路課長		
	鉄道局 都市鉄道政策課長		
	総合政策局 交通政策課長		
	総合政策局 物流政策課長		
	港湾局 計画課長		
	関東地方整備局 道路部長		
警察庁	長官官房 審議官(東京オリンピック・パラリンピック担当)		
	交通局 交通企画課 高速道路管理室長		
	交通局 調査官		
警視庁	交通部 交通総務課長		
	交通部 交通規制課長		

	交通部 交通管制課長
首都高速道路株式会社	計画・環境部 担当部長
東日本高速道路株式会社	経営企画部長
中日本高速道路株式会社	経営企画部長
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局 技監
	都市整備局 都市基盤部長
	建設局 道路保全担当部長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	輸送局長

事務局

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 輸送局

警視庁	交通部 交通管制課長
首都高速道路株式会社	計画・環境部 担当部長
東日本高速道路株式会社	経営企画部長
中日本高速道路株式会社	経営企画部長
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局 技監
	都市整備局 都市基盤部長
	建設局 道路保全担当部長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	輸送局長

事務局

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 輸送局